

(2) ヨシ群落の保全

ア 保全地域	ヨシ群落保全区域の中でも、相当規模のヨシ群落を有するか、またはある程度のヨシ群落が存在し、そのヨシを保全することにより、隣接するヨシ群落と一体となって群落を形成することが可能なところを保全地域として指定。
イ 保護地区	ヨシ群落保全地域の中でも、すぐれたヨシ群落が形成され、魚や鳥などの動物にも有効に利用されており、その生態系の保全を図る上で特に重要であると認められるところを保護地区として指定。
ウ 普通地域	ヨシ群落保全地域の中で、保全地域・保護地区以外の区域を普通地域として指定。

●琵琶湖におけるヨシ群落保全区域等指定面積

	琵琶湖全域	北湖	南湖
ヨシ群落植生総面積	256 ha	164 ha	92 ha
指定植生面積	156 ha	92 ha	64 ha
指定面積率	60.9%	56.1%	69.6%
指定区域面積(参考)	474 ha	263 ha	211 ha
指定湖岸延長(参考)	52 km	29 km	23 km
指定区域数	44	26	18

	保護地区	保全地域	普通地域
指定植生面積	33.5 ha	104.9 ha	17.8 ha
指定面積率	21.5%	67.3%	11.4%
指定区域数	3	23	18

●内湖における指定面積

湖沼等名	市町	指定区分	指定植生面積
西の湖	近江八幡市	保全地域	94.6 ha
曾根沼	彦根市		4.2 ha
大同川(伊庭内湖)	東近江市		2.7 ha
浜分沼	高島市		2.2 ha
貫川内湖	高島市		0.7 ha
野田沼	彦根市	普通地域	0.7 ha
野田沼	長浜市		1.3 ha
計			106.3 ha